

令和6年度 入札・契約制度及び運用の見直しについて

1 最低制限価格等を算定する際に乗じるランダム係数の見直し

最低制限価格等の漏えい等の不正を防止するために同価格を算定する際に乗じているランダム係数について、令和6年度から係数の幅を縮小します。

	現行	令和6年度から
係数の幅	1.000～1.010	1.000～ <u>1.003</u>
段階数	0.001ごとの11段階	<u>0.0003ごとの</u> 11段階

2 業法等以外の一般法令等違反に係る参加停止措置の見直し

業法等^{※1}以外の一般法令等^{※2}の違反により行政庁の処分を受けた場合の参加停止期間について、現在、行政庁を問わず「違反の是正を求める処分の場合は、1月以上で是正されるまで」としていますが、令和6年度から「違反の是正を求める本市の処分の場合は、1月以上で是正されるまで」とします。

	現行	令和6年度から
行政庁の処分	1月。ただし、違反の是正を求める処分の場合は、1月以上で是正されるまで	1月。ただし、違反の是正を求める <u>本市の</u> 処分の場合は、1月以上で是正されるまで

※1 建設業法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、警備業法等の営業する者の資格、業務の範囲、設備その他について規制する法令等

※2 道路交通法、出入国管理及び難民認定法、河川法、建築基準法、労働安全衛生法等の法令等

3 工事の年間発注見通しの概算額区分の細分化

早い段階で入札参加を検討していただけるよう、発注見通し公表に当たり、4億円を超える予定価格の発注案件について、令和6年度から「4億円以上10億円未満」の区分を追加します。

現行	令和6年度から
WTO対象	WTO対象
4億円以上 WTO対象未満	<u>10億円以上</u> WTO対象未満
	4億円以上 <u>10億円未満</u>
1億円以上 4億円未満	1億円以上 4億円未満
5,000万円以上 1億円未満	5,000万円以上 1億円未満
2,500万円以上 5,000万円未満	2,500万円以上 5,000万円未満
250万円超 2,500万円未満	250万円超 2,500万円未満

4 低入札価格調査辞退を入札時に表明できる取扱いの開始

低入札調査基準価格を適用する案件（総合評価案件等）において、開札の結果、低入札価格調査の対象となった場合は、2開庁日後の所定時刻までに、調査に要する書類を提出し、又は調査辞退届を提出する必要がある、落札者決定まで時間を要します。

開札・落札者決定等をより円滑・迅速に行い、非落札者が他の工事等に参加しやすくするため、令和6年度から、総合評価案件（WTO案件を除きます。）の入札参加確認申請書においてあらかじめ調査辞退を表明できる様式とし、同申請書において調査辞退を表明した参加者が、開札の結果、低入札価格調査の対象となった場合には、改めて調査を受けるか辞退するかを確認することなく、直ちに調査辞退として取扱います。